地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

を

| | |
|---|---|
| 法務大臣 | 戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |

に改め、同表の八十五の二の項中

| | |
|---|---|
| 都道府県知事 | 障害者関係情報であって主務省令で定めるもの |

を

| | |
|---|---|
| 法務大臣 | 戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 都道府県知事 | 障害者関係情報であって主務省令で定めるもの |

に改め、同表の九十一の項、九十二の項、九十七の項、百一の項及び百三の項中

| | |
|---|---|
| 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |

を

| | |
|---|---|
| 法務大臣 | 戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |

に改め、同表の百六の項中

| | |
|---|---|
| 都道府県知事 | 児童福祉法による措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの |

を

| | |
|---|---|
| 法務大臣 | 戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 都道府県知事 | 児童福祉法による措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの |

に改め、同表の百八の項中

| | |
|---|---|
| 都道府県知事 | 児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの |

を

| | |
|---|---|
| 法務大臣 | 戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 都道府県知事 | 児童福祉法による障害児入所支援に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの |

に改め、同表の百十一の項及び百十二の項中

| | |
|---|---|
| 市町村長 | 福祉法による措置（同法第十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの |

を

| | |
|---|---|
| 法務大臣 | 戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 市町村長 | 福祉法による措置（同法第十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの |

に改め、同表の百十三の項中

| | |
|---|---|
| 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの | |

を

| | |
|---|---|
| 法務大臣 | 戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 市町村長 | 住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |

に改め、同表の百十六の項中

| | |
|---|---|
| 都道府県知事 | 児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの |

を

| | |
|---|---|
| 法務大臣 | 戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 都道府県知事 | 児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者関係情報であって主務省令で定めるもの |

に改め、同表の百十七の項中

| | |
|---|---|
| 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |

を

| | |
|---|---|
| 法務大臣 | 戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 市町村長 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの |

に改め、同表の百二十の項中

| | |
|---|---|
| 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |

を

| | |
|---|---|
| 法務大臣 | 戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの |
| 医療保険者又は後期高齢者医療広域連合 | 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの |

に改める。

（情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

**第十五条**　情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。